

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

縦覧期間 平成25年7月4日